

岡山県 ごみゼロガイドライン ～廃プラスチック類編～



排出された廃プラスチック類



マテリアルリサイクル(擬木へ)



サーマルリサイクル(固形燃料[RPF]へ)



ケミカルリサイクル(精製合成ガスへ)

本ガイドラインは、岡山県循環型社会形成推進条例の規定に基づき指定された循環資源(廃プラスチック類)の発生抑制、及びその循環的な利用を促進することを目的として策定したものです。

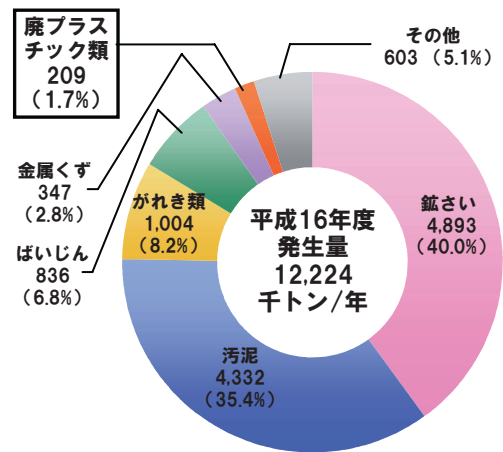
県では、これまでに「汚泥」(平成14年度)、「鉱さい」(平成15年度)、「ばいじん、燃え殻」(平成16年度)を循環資源に指定しましたが、平成19年度は引き続き「廃プラスチック類」を“循環資源”として指定(平成19年5月22日)しました。

岡山県循環型社会形成推進条例の規定の概要(第20条~第22条)

- ① 知事は、県内で多量に排出される循環資源を指定する。
- ② 知事は、指定した循環資源の排出抑制のため、排出抑制等の目標、事業者が取り組むべき事項、必要な県の施策等を定めた指針を策定する。
- ③ 指定した循環資源の排出事業者は、指針に沿った取り組みを行うよう努める。

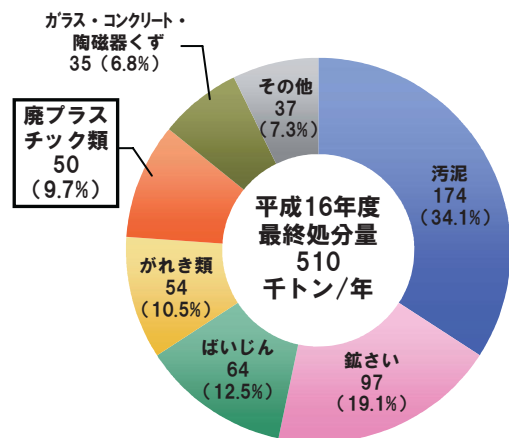
循環資源の選定理由と効果 1

- 平成16年度に県内で発生した産業廃棄物は12,224千トン(農業を除く)。
- これを種類別にみると、鉱さいの発生量が最も多く、以下、汚泥、がれき類、ばいじん、金属くず、廃プラスチック類等となっており、この6種類で全体の94.9%を占めている。
- このうち、鉱さい、汚泥、ばいじんは、すでに循環資源に指定されており、がれき類については、建設リサイクル法により循環的利用が進められている。
- 「廃プラスチック類」は、種類別の多さでは6番目に位置しているが、様々な業種から多様なかたちで排出されているため、循環資源の指定によって、より多くの県内事業者による自主的な発生抑制、循環的利用等の取組の促進が期待できる。



循環資源の選定理由と効果 2

- 平成16年度の県内発生産業廃棄物の最終処分量は510千トン。
- これを種類別にみると、汚泥、鉱さい、ばいじん、がれき類、廃プラスチック類、ガラス・コンクリート・陶磁器くずの6種類で、全体の92.7%を占めている。
- 「廃プラスチック類」は、石油資源由来の廃棄物であることから、その性状・特性等を活かしたマテリアルリサイクルや生活環境の保全上支障がない状態でのサーマルリサイクル(熱回収)等を総合的に進めることによって、循環的利用の促進や埋立処分量(容量)の一層の削減に寄与するだけでなく、化石燃料の使用抑制やCO₂排出削減等についても期待できる。



◆循環資源の指定

汚泥

平成14年12月3日指定

鉱さい

平成15年6月20日指定

ばいじん・燃え殻

平成16年6月4日指定

廃プラスチック類

平成19年5月22日指定

廃プラスチック類を、その資源化への特性から、大きく「製造系廃プラスチック類(シュレッダーダスト及び建設系廃プラスチック類を除く廃プラスチック類)」、「シュレッダーダスト」、「建設系廃プラスチック類(建設業から発生する廃プラスチック類)」に分類します。

発生抑制等の目標(発生抑制・資源化率)は、廃プラスチック類の分類別に平成16年度発生量に対する発生抑制等の量の割合で表します。

平成22年度を目途にこの目標が達成できるよう努めてください。なお、すでに目標を達成している場合は、現状を維持向上するよう努めてください。

廃プラスチック類の分類

製造系廃プラスチック類

シュレッダーダスト及び
建設系廃プラスチック類を
除いた廃プラスチック類

製品の製造工場から発生する廃プラスチック類、製品くず、梱包くず、包装くず、廃タイヤなど



シュレッダーダスト

廃自動車、廃家電製品、廃自動販売機等から有用物を回収した後の破砕残さ



建設系廃プラスチック類

建設業から発生する
廃プラスチック類

建物の新築工事、解体工事等により発生する廃プラスチック類



発生抑制・資源化率の目標(平成22年度)

製造系廃プラスチック類
91%

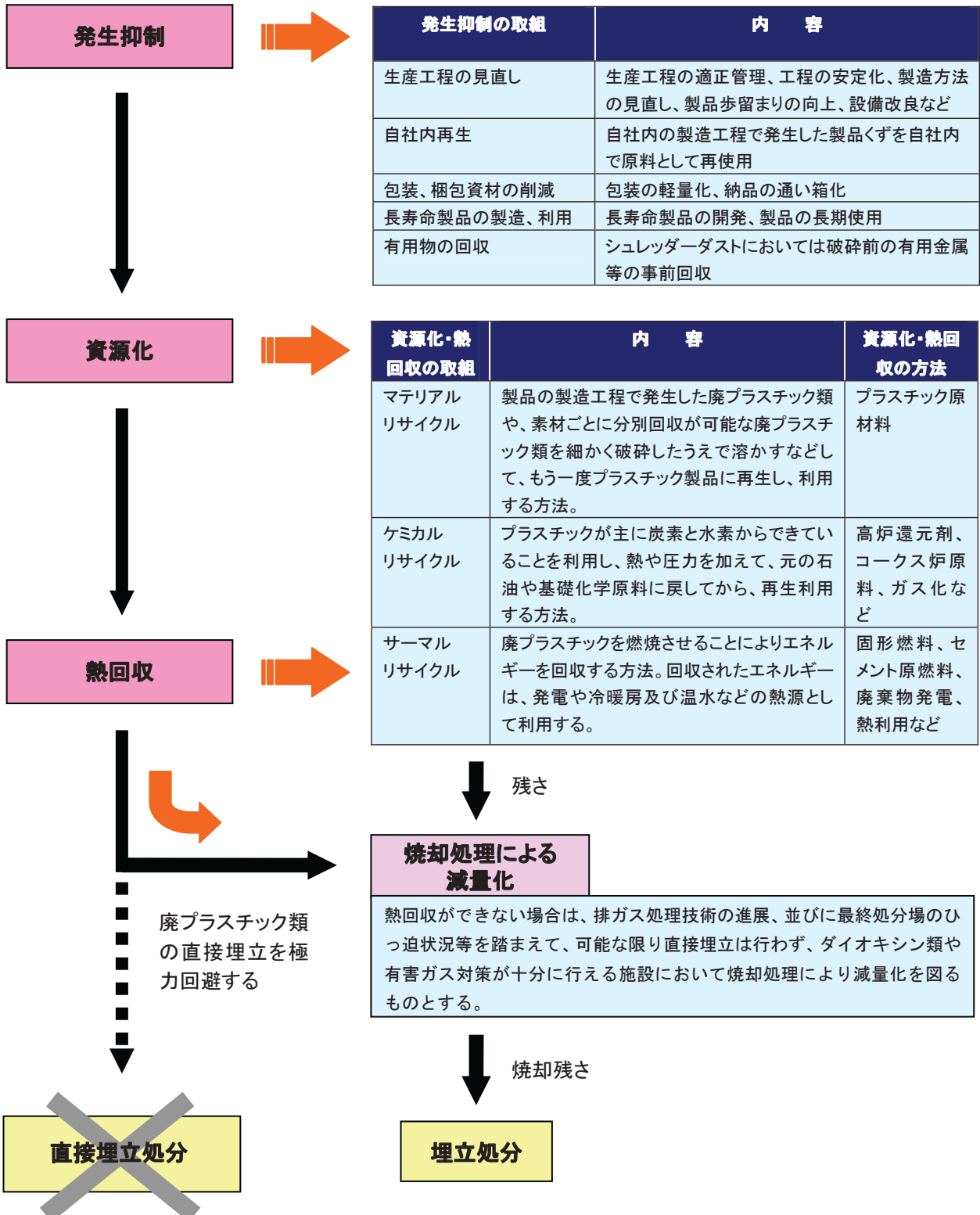
シュレッダーダスト
74%

建設系廃プラスチック類
32%

◆発生抑制・資源化率の計算式

$$\text{発生抑制・資源化率} = \left(1 - \frac{\text{当該年度の最終処分量}}{\text{平成16年度の発生量}} \right) \times 100$$

廃プラスチック類の取り扱いについては、技術的及び経済的に可能な範囲で、まず発生抑制を、次に再使用、再生利用を推進し、それでもなお残った廃プラスチック類については、プラスチックの多くが高い発熱量を有していることを踏まえて、熱回収を行うことを原則とします。なお、熱回収ができない場合は、排ガス処理技術の進展、並びに最終処分場のひっ迫状況等を踏まえて、可能な限り直接埋立は行わず、ダイオキシン類や有害ガス対策が十分に行える施設において焼却処理により減量化を図るものとなります。



排出事業者の取組

- 排出事業者は、排出者責任はもとより、環境マネジメントシステム(ISO14001)の考え方等を積極的に導入し、環境に配慮した事業活動の展開を図るとともに、基本原則にのっとり、廃プラスチック類の発生抑制、その循環的な利用及び適正処分に努めてください。
- 県内における循環資源(廃プラスチック類)の利活用を一層促進するため、原料や資材など物品調達に当たっては、グリーン購入の率先実施や岡山県エコ製品の積極的な使用に努めてください。
- 県及び市町村が実施する循環型社会の形成に関する施策に対しては、地域の構成員として積極的に協力してください。

処理業者の取組

- 処理業者は、廃棄物等の適正処分に係るエキスパートであるだけでなく、循環型社会の形成に不可欠な環境産業の担い手として、循環資源を原料とした再生資材・再商品化に要するコストの削減や必要な品質の確保、利用用途の拡大等に努めてください。
- 県及び市町村が実施する循環型社会の形成に関する施策に対しては、地域の構成員として積極的に協力してください。

県民の取組

- 県民は循環資源の循環的な利用を促進するために不可欠な廃棄物処理・リサイクル施設の設置及び運営管理について、正しい理解に努めてください。
- 製品等の購入に当たっては、岡山県エコ製品のように環境に配慮した物品を積極的に選択するなど日常生活・消費行動を通じて、循環型社会の形成に自ら努めてください。
- 県及び市町村が実施する循環型社会の形成に関する施策に対しては、地域の構成員として積極的に参加し、協力してください。

県の取組

- 循環条例第3条(以下「基本原則」という。)にのっとり、主として市町村の区域を越えて広域にわたりに行うことが適当と認められる施策を実施します。
- 施策実施に当たっては、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえ、財政上の措置等を講じます。
- 循環資源(廃プラスチック類)に関する発生抑制等の目標や具体的な施策について、事業者、処理業者、市町村など関係者に周知するとともに、関連部局との連携を図りながら進めていきます。また、関係者の自主的かつ先進的な取組を推進するため、県のホームページや循環資源情報提供システム等を通して情報発信を行います。
- 県内における循環資源の循環的な利用をより一層促進するため、公共工事をはじめ資材・物品等を調達する際には、岡山県エコ製品の積極的な使用や調達方針に基づくグリーン購入を率先して実施します。また、市町村、事業者、県民に対しても、これら環境物品等の使用に関する普及啓発に努めます。
- 循環資源の3R(リデュース、リユース、リサイクル)に関する民間の技術・研究開発を支援するため、産業廃棄物処理税を財源とする補助制度の充実を図るとともに、その活用の普及に努めます。

① グリーン調達の実施

環境物品等に関する調達方針を毎年度定め、これに基づきグリーン調達を率先実施します。

② 岡山県エコ製品認定制度

循環型社会の形成に役立つ製品を「岡山県エコ製品」として認定し、広くその使用促進を図ります。

③ 岡山エコ事業所認定制度

循環型社会の形成のための取組が先進的、かつ、優秀と認められる県内の事業所を認定し、その取組状況を県の広報誌、ホームページ等により県民や事業者对环境にやさしい企業として積極的にPRします。

④ 地域ミニエコタウン事業(循環型社会形成推進モデル事業制度)

循環型社会の形成を推進すると認められる先進的事業を事業者の申請により承認(岡山県資源循環推進事業)し、補助金の交付等の事業支援をします。

⑤ 岡山県循環資源総合情報支援センター

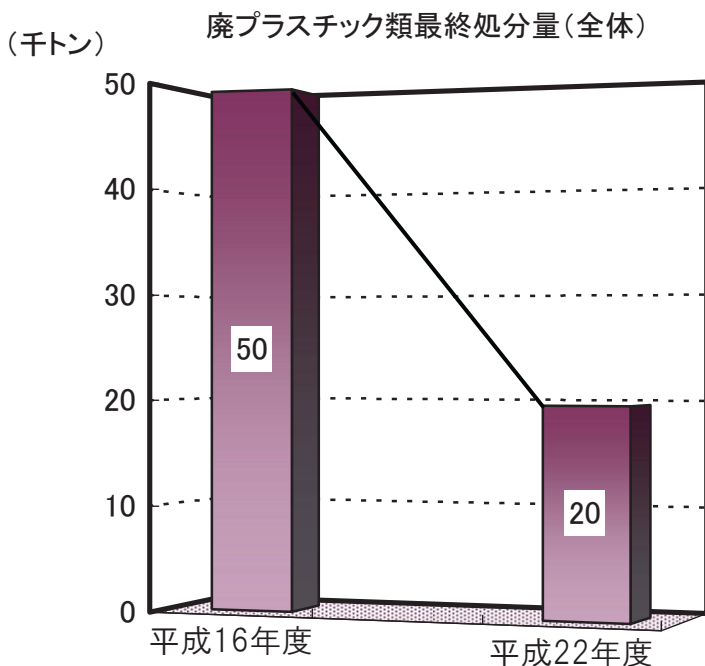
「岡山県循環資源総合情報支援センター」を設置し、循環資源に係る総合的な情報を提供します。

URL <http://junkan.okix.jp>

⑥ 融資制度等の充実と活用の促進

循環資源を含む廃棄物等の3Rに関する取組に対し、各種補助金・融資制度が設けられています。

目標を達成したときの最終処分量



平成16年度の廃プラスチック類の最終処分量は約5万トンです。本ガイドラインの目標を既に達成している事業者においては現状の資源化率を維持しつつ、目標が未達成の事業者が発生抑制・資源化に取り組み目標を達成した場合、最終処分量は約2万トンまで減少します。

岡山県 生活環境部 循環型社会推進課

〒700-8570

岡山市内山下2丁目4番6号

Tel:(086)226-7306

Fax:(086)224-2271

E-Mail:junkan@pref.okayama.lg.jp